

Ⅱ 令和３年度運営方針

１ 事業団を取り巻く状況

新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大は、社会経済を直撃し、社会変革をもたらした。介護事業者にあっても、緊急事態宣言による利用者の利用控えや介護施設等でのクラスター発生による事業停止等により、事業経営に大きな打撃を与えた。また、「新しい生活様式」が常態となる等、身近な生活環境等にも大きな影響を与えた。

国では介護報酬改定が行われ、感染症や災害が発生した場合であっても、継続してサービス提供ができるよう事業継続に向けた計画の策定が義務化されることとなった。

また、エビデンスの蓄積とデータ活用により事業者によるサービスの質の向上を目指し、「CHASE」が令和２年５月から運用が開始された。

世田谷区では、第８期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が策定され、引き続き「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念とし、「自立支援・介護予防・重度化防止の推進」、「高齢者が活躍できるまちづくり」、「介護人材の確保・定着支援」の３つの重点取り組みが定められ、それに沿って重点施策が推進されることとなった。

また、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指し、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」が令和２年１０月１日から施行された。

一方で、区立特養ホーム民営化後の運営法人選定が行われ、芦花・上北沢両特養ホームにおいては、事業団が令和３年度から令和２２年度までの運営法人として選定された。

こうした中、事業団では、現中期計画の最終年度を迎え、各アクションプランの目標達成に向け取り組むとともに、次期中期計画に向けた足がかりを築いていく。

また、法人本部補助金廃止等に向けた経営の効率化・省力化を喫緊の課題とし、自立経営と事業継続性の向上を図る。

さらに、コロナ禍においても安心・安全なサービスが提供できるよう感染症対策に取り組むとともに、アフターコロナを見据えたサービス提供基盤の整備を図る。

２ 運営方針

個人の人権を尊重し、利用者一人ひとりの特性を大切に、自立支援に向けて取り組むことを基本とする。

また、利用者が尊厳ある生活を継続するための、多様なニーズへの対応や個別支援を充実させる。そのため、令和３年度も施設と在宅サービス及び多職種間の連携に向けた取り組みを継続し、医療依存度の高い方や認知症高齢者をはじめとする在宅生活の継続支援を推進する。また、事業運営等積み上げてきたノウハウの地域への還元や区民との連携等、地域における共生社会づくりに貢献する。

経営面では、各事業における利用率等の目標管理を徹底し、収支の改善を図る。また、介護ロボットやICTの活用等を進め、業務の効率化や業務委託の見直し等により安定した経営基盤を確保するとともに、質の高いサービス提供を行う。さらに、寿満ホームかみきたざわ及びデイ・ホーム太子堂をそれぞれ上北沢ホーム、デイ・ホーム世田谷のサテライトとする等、より効率的な人員配置や業務の効率化を進め経営改善につなげる。